

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年1月28日
平成20年2月26日

●請願第10号

町有地借地料の減額に関する請願

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

湯沢町スキー場振興協議会からの請願であり、町内のスキー場事業者はスキー客が平成4年度をピークに3分の1まで減少するという厳しい経営環境の中で安全を担保しつつ経費の削減に努め、経営を維持しているが、自助努力による経費の節減は限界であり、固定経費である借地料の減額を願いたいという請願である。

町の契約貸付地のスキー場分については、平成10年度に、概ね^m当たりコース敷25円、残地森林3円とし、平成14年度には「スキー客の減少による収益の減」「土

地評価の下落」「スキー場間の貸付単価不均衡是正」を理由としてコース敷を20円に改正している。

◎主な質疑

Q：請願者はどのくらいの値下げを求めているのか、どのくらいの減額ならばスキー場の経営は正常化するのか。

A：具体的な金額は聞いていない、請願が通った中で検討してもらいたい。

Q：それぞれのスキー場の売り上げの中で、借地料がどのくらいを占めるのか。

A：いくら下げればどうなるかわからない、スキー場はギリギリのところまで削減している。

◎主な意見

・経営に対して借地料がどのくらいのウェイトになっているのか、どのくらい下げれば運営できるの

か、スキー場自体の資料を出してもらって審議すべきである。資料不足で結論が出せない、請願者から事情を聞く必要がある。

◎結論

資料不足で結論出すことは無理があるので、継続して審査することとする。次回は請願者を参考人として招致して事情を聞くこととした。

平成20年2月26日

参考人として湯沢町スキー場振興協議会山際会長他2名が出席し、スキー場の経営状況は赤字であり、営業経費に対する借地料の割合が一般管理費の3〜5%であること、減額の要望額は半分にしてほしいという説明があり、経営の安定が図れば元に戻したいということであった。

◎主な意見

・スキー場の希望する半額は難しいが、社有地等の固定資産税額を下回らない金額で、年数を切って

難しい。

閉会中の委員会審査

平成20年3月10日

●議案第2号

湯沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」



閑散としている平日のスキー場